

令和 7 年 2 月定例農業委員会

議 事 録

小 城 市 農 業 委 員 会

小城市農業委員会議事録

1. 開催日時 令和7年2月5日(水) 午後1時30分から午後2時25分

2. 開催場所 庁舎大会議室(A・B)

3. 出席委員

1番 松本康博	2番 香月英昭
3番 中村津多子	4番 西村徳義
5番 井手悦郎	6番 高塚和行
7番 江頭和夫	8番 釘本勝
9番 大屋博幸	10番 古賀榮一
11番 北島英文	12番 江里口勇
13番 秋丸政光	14番 江里口泰信

4. 欠席委員

なし

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名について

第2 第1号議案 農地法第3条による許可申請について

第2号議案 農地法第4条による許可申請について

第3号議案 農地法第5条による許可申請について

第4号議案 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について

第5号議案 農用地売渡等の希望申出について

第6号議案 小城市地域計画策定に伴う意見聴取について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 副島政隆

副局長兼庶務係長 真子祐輝

7. 会議の概要

事務局	皆さんこんにちは。時間はまだですけれども、皆さんおそろいですので、ただいまから始めさせていただきたいと思います。 本日は令和7年2月の農業委員会に御出席をいただきまして、誠にありがとうございます。
会 長	まず、開会に当たりまして江里口会長のほうから御挨拶をお願いいたします。 皆さんこんにちは。今日は寒い中お集まりいただきまして、ありがとうございました。 つい最近ですけれども、東京大学の鈴木宣弘さんという特認教授が農業関係の話をしておられまして、1970年代は農業の予算が1兆円あったそうです。今現在は幾らあるかという、2兆円近くの補助金、助成金があるということでございました。その一番当初は、米が余ってしょうがないので減反奨励金というのをを出しておったと。それで、減反奨励金を出して、ちょっと出し過ぎごたあけんがと財務省が言って、今度は転作奨励金に変えた。そして、転作奨励金に変えたら補助金ば出すとのまだ増え続けるということで、今度は5年に一遍、水を張らんばいかん、農業者を困らすような政策ばかりをするということを言っておられました。 そして、今回はまた米不足ということで、米不足になるはずですよということを徹底して言っておられました。それは何かというと、後継者も少ないし、中山間地域の小規模農家はもうやめたと。それで、〇〇〇〇さんという方は、農業はふとか農家だけでやって、その足りない分は買えばいいということを言っておられるそうでございますけれども、だんだん食料難になって、この前の担い手サミットにお世話になったときには、佐賀県出身の〇〇〇さんという方が講演をなされましたけど、平成30年とか35年じゃなし、もう間もなく、朝昼晩、日本の国民は芋を食べにやいかんような時代が来るんじゃないかと懸念しておるということをおっしゃいました。 私も70を超えておりますけど、農業後継者を育成して、小規模農家でも農業を続けたいといけないということをおっしゃいました。その実、米不足になって、そして、政府の備蓄米を出しているような状況でございます。特に私たちは農業委員をさせていただいておりますので、農業に目を向けて、今後、地域の農業振興、そして、安心・安全の米、野菜、牛乳、いろんな形で農業はありますので、それを守っていききたいというふうに強く感じたわけでございます。皆さんと一緒に頑張っていきたいと思います。 では、今日は、初めからいろいろ言いましたけれども、議事も1号議案から6号議案までございますので、しっかり審議をしていただきたいと思います。どうぞよろしくをお願いします。
事務局	ありがとうございました。 本日は全員出席でございますので、小城市農業委員会会議規則第7条の規定により、この会議は成立していることを御報告いたします。 それでは、議事に入りますけれども、小城市農業委員会会議規則第5条の規定により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事進行は江里口会長をお願いいたします。
議 長	それでは、ただいまから令和7年2月の農業委員会を開会いたします。 早速ですが、議事に入ります。 まず、日程第1. 議事録署名委員の指名についてを議題とします。 本日の会議の議事録署名委員については、議席番号順となっておりますので、私

事務局	のほうから御指名させていただきます。 1 3 番秋丸委員、1 番松本委員にお願いいたします。 また、議案に対し質疑がある場合は必ず挙手をして、事務局からマイクを受け取ってから発言をお願いいたします。 それでは、日程第2．第1号議案 農地法第3条による許可申請についてを議題とします。 申請番号1について、事務局から議案の説明をお願いします。 議案書1ページを御覧ください。 本日の農地法第3条の許可申請の審議件数は2件でございます。 まず、申請番号1について説明をいたします。 議案資料は1ページから6ページとなります。 (第1号議案 農地法第3条許可申請、申請番号1について事務局より説明) この案件の場所につきましては小城町の北浦ため池の南にある農地で、申請理由は規模拡大でございます。
議 長	説明は以上です。 ただいまの説明に対して、質疑があればお願いします。 (質疑なし) ないようですので、これより採決いたします。申請番号1について承認することに賛成の方は挙手をお願いします。
事務局	(挙手) 全員賛成ですので、申請番号1は原案のとおり承認することに決定しました。 次に、申請番号2について事務局から議案の説明をお願いします。 申請番号2について説明をいたします。 議案資料は7ページから12ページとなります。 (第1号議案 農地法第3条許可申請、申請番号2について事務局より説明) こちらの案件の場所につきましては芦刈町立野地区内にある農地でありまして、申請理由は規模拡大でございます。
議 長	説明は以上です。 ただいまの説明に対して、質疑があればお願いします。 (質疑なし) ないようですので、これより採決いたします。申請番号2について承認することに賛成の方は挙手をお願いします。
事務局	(挙手) 全員賛成ですので、申請番号2は原案のとおり承認することに決定しました。 次に、第2号議案 農地法第4条による許可申請についてを議題とします。 申請番号1について、事務局から議案の説明をお願いします。 議案書は2ページを御覧ください。 本日の農地法第4条の許可申請の審議件数は1件でございます。 申請番号1について説明をいたします。 資料は、すみません、議案書のほうが、急遽議案を追加しましたので6ページずつずれております。申し訳ありません。13ページから17ページが資料になります。 (第2号議案 農地法第4条許可申請、申請番号1について事務局より説明) この案件の場所につきましては芦刈町の小路地区にある農地で、牛を生産されておりますが、飼料置場が不足をしているため今回申請をされています。

議 長	被害防除対策ですが、西側の道路の高さまで盛土をされますけれども、のり面については植生保護をするということです。雨水については地下浸透、生活雑排水の排水はありません。
10 番	農地区分と許可基準ですけれども、農地区分については第1種農地ですが、今回、農業用施設に該当すると判断しておりますので、許可し得ると考えています。 説明は以上です。 この案件については10番古賀委員が事前調査を実施しておりますので、調査結果を報告してください。 イ、申請目的及び位置の検討について、十分になつています。 ロ、計画面積の検討については、いいと思います。 ハ、実現確実性の判定については、なつています。 ニ、被害防除施設・用排水の検討については、いいと思います。 以上です。
議 長	ただいまの説明・報告に対して、質疑があればお願いします。 (質疑なし) ないようですので、これより採決いたします。申請番号1について承認することに賛成の方は挙手をお願いします。 (挙手) 全員賛成ですので、申請番号1は原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付します。
事務局	次に、第3号議案 農地法第5条による許可申請についてを議題とします。 事務局から議案の説明をお願いします。 議案書は3ページから4ページを御覧ください。 本日の農地法第5条の許可申請の審議件数は5件ございましたけれども、申請番号1番につきましては先月に続きまして現時点で県との調整が十分できておりません。そのため、また保留扱いにさせていただきまして、来月以降に審議をお願いしたいと思いますので、議案書からの削除をお願いいたします。
議 長	それでは、申請番号1は議案書から削除をお願いします。
事務局	次に、申請番号2について事務局から議案の説明をお願いします。 申請番号2について説明をいたします。 資料は18ページから22ページまでとなります。
議 長	(第3号議案 農地法第5条許可申請、申請番号2について事務局より説明)
6 番	この案件の場所につきましては三日月町の佐賀外環状線沿いにある農地で、転用目的としましては隣接するリース業を営まれている会社が従業員駐車場が不足をしているため拡張したいということです。 被害防除対策ですが、現状のまま利用されます。排水計画ですが、雨水については地下浸透、生活雑排水の排水はありません。 農地区分と許可基準ですけれども、農地区分は第1種農地で、既存の施設の拡張に該当すると判断しましたので、許可し得ると考えております。 以上でございます。 この案件については6番高塚委員が事前調査を実施しておりますので、調査結果を報告してください。 農地法第5条申請事前調査事項。 譲渡人、譲受人、申請地、転用目的は事務局からの説明のとおりです。 5、調査事項、イ、申請目的及び位置の検討について、申請地でなければ転用目

議 長	的を達成することが困難であり、やむを得ないと判断する。 ロ、計画面積の検討について、利用計画図などにより適当である。 ハ、実現確実性の判定について、早急に転用する必要が認められ、遅滞なく目的に供されることは確実である。 ニ、被害防除施設・用排水について、駐車場でありますので、地下浸透、雨水等。 ホ、その他特記事項については、令和7年1月27日に現地で確認済みです。 令和7年2月5日、小城市農業委員、高塚です。 審議のほうよろしくお願いします。 ただいまの説明・報告に対して、質疑があればお願いします。 (質疑なし) ないようですので、これより採決いたします。申請番号2について承認することに賛成の方は挙手をお願いします。 (挙手) 全員賛成ですので、申請番号2は原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付します。
事務局	次に、申請番号3について事務局から議案の説明をお願いします。 申請番号3について説明をいたします。 資料は23ページから29ページまでとなります。 (第3号議案 農地法第5条許可申請、申請番号3について事務局より説明) この案件の場所につきましてですが、有明海沿岸道路の芦刈インターの近くにある農地で、転用目的は農業用倉庫です。 被害防除対策ですが、現状のまま利用をされます。排水計画ですが、雨水については申請地の西側側溝と北側水路へ排水、生活雑排水はありません。 農地区分と許可基準ですけれども、農地区分はインターのすぐ近くということで第3種農地で許可し得るに該当すると判断いたしましたので、許可し得ると考えております。 以上でございます。
議 長	この案件については8番釘本委員が事前調査を実施しておりますので、調査結果を報告してください。
8 番	調査事項の報告です。 申請目的及び位置の検討について、転用目的により申請地を選定した理由は適当であると判断できます。 計画面積の検討について、利用計画図などにより適当であると判断できます。 実現確実性の判定について、早急に転用する必要が認められ、目的どおりになることは確実であります。 被害防除施設及び用排水の検討については、先ほど事務局が言われたとおり、雨水は西側側溝より排水ということで、周囲にも影響がないと判断いたします。 令和7年1月27日に現地確認済みであります。 農業委員、釘本勝です。
議 長	ただいまの説明・報告に対して、質疑があればお願いします。 (質疑なし) ないようですので、これより採決いたします。申請番号3について承認することに賛成の方は挙手をお願いします。 (挙手)

事務局	全員賛成ですので、申請番号３は原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付します。 次に、申請番号４について事務局から議案の説明をお願いします。 申請番号４について説明をいたします。 資料は３０ページから３５ページまでとなります。 （第３号議案 農地法第５条許可申請、申請番号４について事務局より説明） この案件の場所ですけれども、三日月町高田地区内の農地で、転用目的は隣接する設備会社が資材置場と駐車場を確保したいということで、隣接の農地に拡張したいとのことで申請をされています。 被害防除対策ですが、６０センチほど盛土をされますが、コンクリートブロックにより土留め工事をされます。排水計画ですが、雨水については集水して申請地の南西側にある水路へ排水され、生活雑排水はありません。 農地区分と許可基準ですけれども、農地区分は第１種農地で、既存の施設の拡張に該当すると判断いたしましたので、許可し得ると考えております。 以上でございます。
議 長 6 番	この案件については６番高塚委員が事前調査を実施しておりますので、調査結果を報告してください。 農地法第５条申請事前調査事項。 譲渡人、譲受人、申請農地、転用目的は事務局からの説明のとおりです。 調査事項、イ、申請目的及び位置の検討について、転用目的により申請地を選定した理由は適当であると判断できます。 ロ、計画面積の検討について、利用計画図などにより適当であると判断できる。 ハ、実現確実性の判定について、早急に転用する必要が認められ、遅滞なく目的に供されることは確実であると思います。 ニ、被害防除施設・用排水の検討について、駐車場のため家庭内排水はない。雨水は北側側溝へ流す。 ホ、その他特記事項について、令和７年１月２７日に現地確認済みです。 令和７年２月５日、小城市農業委員、高塚です。 よろしくお願いします。
議 長	ただいまの説明・報告に対して、質疑があればお願いします。 （質疑なし） ないようですので、これより採決いたします。申請番号４について承認することに賛成の方は挙手をお願いします。 （挙手） 全員賛成ですので、申請番号４は原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付します。
事務局	次に、申請番号５について事務局から議案の説明をお願いします。 申請番号５について説明をいたします。 資料は３６ページから５２ページまでとなります。 （第３号議案 農地法第５条許可申請、申請番号５について事務局より説明） この案件の場所につきましては三日月町岡本地区内にある農地で、転用目的は、申請人は小城町のほうで事業を営まれておりますけれども、国の遊水地事業により移転せざるを得なくなったため、本社機能の全てを申請農地のほうへ移されます。 被害防除対策ですけれども、９０センチほど盛土をされますが、周囲はコンクリート擁壁を設置されます。排水計画ですが、雨水については申請地の東西に新設

	される側溝から南側水路へ排水、生活雑排水は合併浄化槽で浄化の上、西側側溝を通じて南側水路へ排水をされます。 農地区分と許可基準ですけれども、農地区分は第1種農地で、許可基準については、住宅、その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の業務上必要な施設で、集落に接続して設置されるものに該当すると判断しましたので、許可し得ると考えております。 以上でございます。
議 長	この案件については6番高塚委員が事前調査を実施しておりますので、調査結果を報告してください。
6 番	農地法第5条申請事前調査事項。 譲渡人、譲受人、申請農地、転用目的は事務局からの説明のとおりです。 5、調査事項、イ、申請目的及び位置の検討について、転用目的により申請地を選定した理由は適当であると判断できます。 ロ、計画面積の検討について、利用計画図などにより適当であると判断できる。 ハ、実現確実性の判定について、早急に転用する必要が認められ、遅滞なく目的に供されることは確実である。 ニ、被害防除施設・用排水の検討について、事務所の排水は合併浄化槽で処理し南側水路へ流す。また、雨水についても南側水路へ流す。周辺農地への影響はなく適当であると判断できる。 ホ、その他特記事項について、令和7年1月27日に現地確認済みです。 令和7年2月5日、小城市農業委員、高塚です。 審議のほうよろしくをお願いします。
議 長	ただいまの説明・報告に対して、質疑があればお願いします。 (質疑なし) ないようですので、これより採決いたします。申請番号5について承認することに賛成の方は挙手をお願いします。 (挙手) 全員賛成ですので、申請番号5は原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付します。
事務局	次に、第4号議案 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認についてを議題とします。 初めに、利用権設定について、申請番号1から申請番号58まで一括して事務局から議案の説明をお願いします。 議案書は5ページから24ページまでを御覧ください。 農用地利用集積計画の利用権設定について説明をいたします。 本日の利用権設定の審議件数は、新規の利用権設定が91筆、利用権の再設定が137筆、合計で228筆、総面積は48万3,443平米でございます。 今回の全ての申請について、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項第2号に掲げる全ての要件、すなわち、農用地の全てを効率的に利用して耕作などを行うと認められること、また、耕作などの事業に必要な農作業に常時従事すると認められることの要件を満たしていると判断しております。 以上でございます。
議 長	ただいまの説明に対して、質疑があればお願いします。 (質疑なし) ないようですので、これより採決いたします。利用権設定について承認すること

事務局	に賛成の方は挙手をお願いします。 (挙手) 全員賛成ですので、申請番号1から申請番号58までについては原案のとおり承認することに決定しました。 続いて、所有権移転についてを議題とします。 申請番号601について、事務局から議案の説明をお願いします。 議案書は25ページを御覧ください。 農用地利用集積計画の所有権移転について説明をいたします。 本日の所有権移転の審議件数は7件でございます。 申請番号601について説明をいたします。 申請番号601、(所有権の移転をうける者、所有権を移転する者、所有権を移転する土地、設定する所有権、権利の種類を読み上げる。)
議 長	以上です。 ただいまの説明に対して、質疑があればお願いします。 (質疑なし) ないようですので、これより採決いたします。申請番号601について承認することに賛成の方は挙手をお願いします。 (挙手) 全員賛成ですので、申請番号601は原案のとおり承認することに決定しました。
事務局	次に、申請番号602について事務局から議案の説明をお願いします。 申請番号602について説明いたします。 (所有権の移転をうける者、所有権を移転する者、所有権を移転する土地、設定する所有権、権利の種類を読み上げる。)
議 長	以上です。 ただいまの説明に対して、質疑があればお願いします。 (質疑なし) ないようですので、これより採決いたします。申請番号602について承認することに賛成の方は挙手をお願いします。 (挙手) 全員賛成ですので、申請番号602は原案のとおり承認することに決定しました。
事務局	次に、申請番号603について事務局から議案の説明をお願いします。 申請番号603について説明いたします。 (所有権の移転をうける者、所有権を移転する者、所有権を移転する土地、設定する所有権、権利の種類を読み上げる。)
議 長	以上です。 ただいまの説明に対して、質疑があればお願いします。 (質疑なし) ないようですので、これより採決いたします。申請番号603について承認することに賛成の方は挙手をお願いします。 (挙手) 全員賛成ですので、申請番号603は原案のとおり承認することに決定しました。 次に、申請番号604について事務局から説明をお願いします。

事務局	申請番号６０４について説明をいたします。 （所有権の移転をうける者、所有権を移転する者、所有権を移転する土地、設定する所有権、権利の種類を読み上げる。）
議 長	以上です。 ただいまの説明に対して、質疑があればお願いします。 （質疑なし） ないようですので、これより採決いたします。申請番号６０４について承認することに賛成の方は挙手をお願いします。 （挙手） 全員賛成ですので、申請番号６０４は原案のとおり承認することに決定しました。
事務局	次に、申請番号６０５について事務局から説明をお願いします。 申請番号６０５について説明をいたします。 （所有権の移転をうける者、所有権を移転する者、所有権を移転する土地、設定する所有権、権利の種類を読み上げる。）
議 長	以上でございます。 申請番号６０５につきましては、あっせん委員の１０番古賀委員からあっせん結果報告をお願いします。
１０番	１２月５日、あっせん委員に任命される。 その日の１６時、売渡人〇〇さんへの連絡をする。 １２月６日１６時、隣接農地の〇〇〇〇さんに話をする。１０アール当たり〇〇万円だったら購入可能と申入れを受けてもらいました。 ９日、〇〇氏と電話で話し、〇〇万円で承知を受けまして、農業委員会から連絡があると伝えました。
議 長	以上です。 ただいまの説明に対して、質疑があればお願いします。 （質疑なし） ないようですので、これより採決いたします。申請番号６０５について承認することに賛成の方は挙手をお願いします。 （挙手） 全員賛成ですので、申請番号６０５は原案のとおり承認することに決定しました。
事務局	次に、申請番号６０６について事務局から説明をお願いします。 申請番号６０６について説明をいたします。 （所有権の移転をうける者、所有権を移転する者、所有権を移転する土地、設定する所有権、権利の種類を読み上げる。）
議 長	以上でございます。 申請番号６０６につきましては、あっせん委員の７番江頭委員からあっせん結果報告をお願いします。
７ 番	あっせん経過報告をします。 話をする前に、事前にある程度決まりつつあったというのを前提に話をさせていただきます。 １２月５日に農業委員会であっせん委員に任命される。 同じ日の１７時３分に〇〇さんに電話したが、留守電になり、メッセージをつけて電話を切るとすぐに電話がかかり、耕作者の名前を聞き再確認をした。

議 長	18時30分に推進委員である鍵山さんに電話する。留守電になり、すぐに折り返し電話があり、私が事務局に報告することとなりましたと情報を流しました。
	12月6日、12時20分に現地視察したところ、大江の〇〇〇と〇〇〇は農道が狭く、長い時間車を止めることが厳しいと感じました。船田の〇〇〇番は農道が狭く、約10メートル先は行き止まりになっている。行き帰りどちらかは約70メートルはバックして往来しなくてはならない状況である。年配の方は非常に不便に感じられると思った。
	12月9日、12時25分に耕作者の〇さん宅にお伺いし、田の購入はないと言われました。
	12時40分に〇〇さん宅にお伺いし話をしたら、水はけが悪いと言われました。その場で〇〇さんに電話し、条件が悪いと言ったら、全部で〇〇〇万円ですとどうですかと言われ、〇〇さんに伝えたところ、熟慮された末に承諾をされました。それで一応あっせんは成立した状態でございます。
事務局	以上でございます。 ただいまの説明に対して、質疑があればお願いします。
	(質疑なし) ないようですので、これより採決いたします。申請番号606について承認することに賛成の方は挙手をお願いします。
	(挙手) 全員賛成ですので、申請番号606は原案のとおり承認することに決定しました。
	次に、申請番号607について事務局から説明をお願いします。 申請番号607について説明をいたします。 (所有権の移転をうける者、所有権を移転する者、所有権を移転する土地、設定する所有権、権利の種類を読み上げる。)
議 長	以上でございます。
	申請番号607につきましては、あっせん委員の8番釘本委員からあっせん結果報告をお願いします。
	あっせん経過報告をいたします。
	令和6年8月5日、定例農業委員会であっせん委員に指名されました。で、申出農地の情報を聞きました。
8 番	8月5日、同日ですね、17時、〇〇〇〇〇さん所有のあっせん申出の農地を確認しました。
	8月6日9時、所有者〇〇〇〇〇さんに電話をしました。申出農地の価格と買手がいるのかを本人に尋ね、現耕作者の〇〇〇さんという方が購入予定であることを聞きました。売買価格は10アール当たり〇〇万円であるとも話されました。
	8月7日11時、買手〇〇〇さんに電話をしました。申出農地購入の話をし、価格は10アール当たり〇〇万円で購入すると話され、そこで決定されました。
	8月7日、その後、売手の〇〇〇〇〇さんにその旨を電話をして話し、〇〇さんが購入するということで、10アール当たり〇〇万円で購入の決定ができ、あっせんが成立したことを伝えました。
議 長	以上です。
	ただいまの説明に対して、質疑があればお願いします。 (質疑なし)
	ないようですので、これより採決いたします。申請番号607について承認する

事務局	ことに賛成の方は挙手をお願いします。 (挙手) 全員賛成ですので、申請番号607は原案のとおり承認することに決定しました。 次に、第5号議案 農用地売渡等の希望申出についてを議題とします。 事務局から議案の説明をお願いします。 議案書は26ページになります。 第5号議案 農用地売渡等の希望申出について説明をいたします。 本日の審議件数は売渡希望2件でございます。 申請番号1について説明をいたします。 議案資料は53ページから60ページです。 申請番号1番、(土地の所在地、地目、面積、申出人住所氏名、農地の概要、売渡希望価格、あっせん担当を読み上げる。)
議長	説明は以上です。 ただいまの説明に対して、質疑があればお願いします。 (質疑なし) ないようですので、これより採決いたします。申請番号1について承認することに賛成の方は挙手をお願いします。
事務局	(挙手) 全員賛成ですので、申請番号1は原案のとおり承認することに決定しました。 次に、申請番号2について事務局から議案の説明をお願いします。 申請番号2について説明をいたします。 議案資料は61ページから64ページです。 申請番号2番、(土地の所在地、地目、面積、申出人住所氏名、農地の概要、売渡希望価格、あっせん担当を読み上げる。)
議長	説明は以上です。 ただいまの説明に対して、質疑があればお願いします。 (質疑なし) ないようですので、これより採決いたします。申請番号2について承認することに賛成の方は挙手をお願いします。
事務局	(挙手) 全員賛成ですので、申請番号2は原案のとおり承認することに決定しました。 次に、第6号議案 小城市地域計画策定に伴う意見聴取についてを議題とします。 事務局から議案の説明をお願いします。 第6号議案 小城市地域計画策定に伴う意見聴取についてですが、農業経営基盤強化促進法の規定に基づき地域計画を定めたときは、市長はあらかじめ農業委員会、農地中間管理機構、農業協同組合、土地改良区、その他関係者の意見を聴くこととなっております。 今回、初めてですけれども、地域計画を作成され、市長のほうから意見を求められておりますので、本日、資料を配付しております。 この地域計画を作成するに当たっては、各地区ごとに協議の場を設けて地域農業の将来の在り方について話し合いをしていただいて、地域計画と、今回配付をしています10年後の目標地図が出来上がっています。 地域計画本体そのものについては、ページ数が相当多いですので配付はいたして

議 長	おりません。地図のみ配付をしておりますが、10年後の状況を耕作者別に色を分けて表示をしてあります。目標地図に位置づけられた者に変更があったときは、この地域計画を変更することになっておりまして、来年度以降、年1回以上、定期的な見直しがなされていくことになっています。 市のほうからは、今後の見直しも含めてですけれども、農業委員の皆さんから御意見をいただきたいというふうに言われておりますので、委員の皆さんから御意見がありましたら頂戴したいと思っております。 説明は以上です。 ただいまの説明に対して、意見があればお願いします。 10年後の地域の計画です。一応以前に地域ごとに検討をしたような経緯がございますけど、もし特別ございましたらよろしくお願いします。 (質疑なし) そしたら、事務局の説明と併せまして、ただいまの説明に対して御意見がなければ挙手をお願いいたしたいと思っておりますけれども、よろしくお願いします。 (挙手) ないようですので、これより採決いたします。第6号議案 小城市地域計画策定に伴う意見聴取についてはこれで終了いたします。よろしいでしょうか。 (異議なし) どうもありがとうございました。それでは、意見がないものとして市長に報告をいたします。 ほかに皆さんから何かございましたら。 (なし)
事務局	ないようですので、次回日程等の連絡について事務局からお願いします。 すみません、地域計画の地図につきましては作成に相当時間がかかりまして、配付が今日になってしまいまして申し訳ありませんでした。お持ち帰りいただきまして担当地区の状況なりを見ていただきまして、何か気になることがございましたら事務局のほうにでも御連絡をいただければと思います。一応10年後は、ちょっと色分けで、番号で書いてありますので、名前が出ていないので非常に分かりにくいと思っておりますけれども、御自身が耕作されているところを見たら、多分番号で色分けで表示をされてあるかと思っておりますので、御確認をお願いしたいと思っております。 それでは、次回の日程をお知らせしたいと思います。 まず、今月の農地転用の現地調査ですけれども、2月25日火曜日、1時30分から2-6会議室です。 3月の定例農業委員会は3月5日水曜日、午後1時30分から、もう確定申告があつていただきますので、2-6会議室になります。 以上でございます。
議 長	ほかに皆さん方から何かございましたら。 (なし) ないようですので、以上をもちまして2月の農業委員会を閉会いたします。どうもお疲れさまでした。

本議事録が正当であることを認め、ここに署名する。

令和 年 月 日

議 長

署名委員

署名委員